

岩手県告示第139号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命じた。

平成25年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分を受けた者

- (1) 商号又は名称 有限会社メイプル不動産センター
- (2) 代表者の氏名 小山丈彦
- (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市大沢川原二丁目2番39号
- (4) 免許証番号 岩手県知事(2)第2217号
- (5) 免許年月日 平成21年5月18日

2 処分をした年月日 平成25年2月25日

3 処分の内容 平成25年3月6日から同年4月4日までの間の業務の全部の停止